「人種化」から 「統治される者」 たちの共同性へ

現代沖縄の社会運動と統治性を考える

・二 多層的連結が存在を編成すること

当該地域を地域研究のような所与の枠組みに閉じ込めずに、 地域を大きな諸編成の通過点として考察することは、常に

様々な諸編成に接続される通過点として描き出すことである。

るということも、 筆者はそのような関心から出発する。同時に社会運動を記述す 地域社会学的な側面のみでは十全に明らかに

世界規模の編成によって支えられる米軍基地をめぐる諸問題の ならないものとして捉えられるべきである①。 これはとりわけ、

考察において重要な視座となる。 筆者の社会運動研究の地球的規模の関心は、

ら米軍占領そしてポスト復帰期へと琉球、

基地建設に反対する座り込みを中心に考察する。

社会運動という時空間

特に東村高江の米軍ヘリパッド

軍隊という諸々の巨大な編成の集約点として構成されているこ

小さな一地域における社会運動が、

国民国家や資本および

おける「人種化」に焦点を当てることで、直接行動が生起して

本論の目的は、統治性の視点から、

沖縄をめぐる言説編制に

本論の目的

はじめに

いる現場をより大きな文脈の結節点として再構成することであ

39 「人種化」から「統治される者」たちの共同性へ

/沖縄の施政権主体が 帝国

日 本統治,

することを、 が、 理論的枠組 変更され、 めて「国民(琉球人)」と「外国人(非琉球人)」という国籍を 部に非 フー 異なる構造下に置かれていたことを考察するため みの必要性と連動している。 コ 琉球列島米国民政府が、 国 1 の統治性の議論を用いながら、 (籍) 民を構成することで実体的な主体を獲得 米軍政の沖縄占領以来始 近年、 国籍を持つ主体 土井智義はミ

な経済決定論としてではなく、 述したい。 為実践が持つ脱領土性や偶発性を理論― 形成という視点に依拠しながらも、 権力 しては大地の上に空間としてあるいは場所として」 に拡張しているいるので 幾何学 power-geometries (4)として社会運動を見るこ そのためにドリン・マッシー 本論では統治性を巡るこれら主体の関係的 「特定の力関係に 同時に社会運動の思考や行 が述べるように、 経験の実践系として記 おいて分節化 現出する

践を逆説的に明らかにする枠組みとなるのである。

琉球列島統治の統治/被統治主体を加えつつ考察の幅を批判的

非琉球人という国籍を巡る軸に、

米軍要員/非米軍要員という

に焦点を当てることで考察している(シ)。さらに土井は琉球人/

制定し、

非占領者内に区別を確定する過程

(一九五三年以降)

言語を介した象徴行為を形成し行為する生物として これは結果として「象徴を操る生物」としての人間(⑥)、 性を介した対形象的な主体化の関係性を批判的に考察したい。 れつつ、これまでの実定的な分析枠組みから漏れ出ていた統 う狭義の「運動論」とは異なる水準の力の諸編成を考察するも 名付けられ実体的に措定されたものによる因果関係の析出 目的論とすることは方法として採用しない。 のであり、 人間/非人間の存在を暗黙に実体化することが持つ限界から ||因果性」という既存の社会科学により構成される概念により、 本論の視点は、 人間の思考と行為の間に因果性を求めることのみを 「資源動員」や「運動文化」としてこれ そうではなく、 0 人間 つまり まで の 実

の関係性における社会運動の位置を考察した 資本主義的 - の多 出 でて、 化人類学で議論されつつある人間 捉えること。 と呼ばれる潮流に共鳴していくものである。 のような「ポスト および従属化の諸編成の布置は、 (間の主体化および従属化を、 非人間やモ この地点から考察を開始したとき、 人間主義的展開」であるいは「存在論的転回 ノとの関係性へと拡張され 諸々 人間個体の象徴行為を超え出 非 の 人間の対称的記述は⑧、 アレンジ 近年、 ていく。 人間 メン とりわけ文 本論 の主体化 トとして

とで、

現代米日

沖

グ、

口、

ノギュ

ル、

0

D,

1

カ、

ルな生産」いき批判的に分析しながら、

としての社会運動を結節点とした関係的諸アクター

現代沖縄をめぐる言説空間

0

新自由主義

為実践の間断無き諸編成を考察の対象とすることが可能になる。

層的な主体編成として描くことで、

運動の集合的思考

および行

ることを対象とした研究であった。 的には 人間化= の象徴体系が中心に記述される傾向にあったといえ、 「人種」としての人間の集合(的あり方)を批判的に脱 脱自然化しつつ、「人間」そのものが関係的に生 このような関係性 への視座 究極 一成す の高江を巡る政治社会の動きを概観してみよう。二〇一一年以 を主な対象としながら高江のヘリパッド基地建設と反基地建設 座り込みについて論じてきたがい、 継続している。 筆者はこれまで、二〇〇七年から二〇一二

して自発的 同 化や資本主 の内的統一として看取される感情が、 /能動的に発動されることを、 義的な価値形成をしてきた系譜である。 感情の関係的配分を 関係的主体化を通 また、

めぐる政治として対象化することで、批判的に考察すること

から見える「現実」とは、

人間が非人間を媒介としながら産業

局 降

が

座り込みによって阻止されている工程に対する焦りか

っ

現場における座り込みの特徴は、

沖縄防衛局

(以下防

本論では二〇一一年

-以降

0 0 会運動における想像力/行為の次元および可視的/不可視なも ける諸配分として思考することの限界から離脱することで、 可能となる(9)。 結合 現代沖縄における「人口」および「人種化」の編成と社会運 の次元や、 0 固 有 社会運動 の編成として見ることが可能となる。 合理性/感情を人間の内に本質化し、 のヘゲモニー 構築のプロ セスを、 この地点 人口に 力と知

沖縄 をめぐる構造的差別と主 存 化 の エ コ ノミ

動を論じ

Ť

いく。

た (i) 補助金行政の拡大に伴い、 助金行政であり印 北部を中心とした一九九〇年代後半から継続する中央集権 に至る。 に伴う補償案と負担軽減策を盛り込んだ要請書を東村に提出し 訴訟で訴えられた後の二〇〇九年一月、 あった。 これは一方で座り込みが効果的に実践されていることの現れ 大人数の作業員を率いて現場に現れるようになったことである。 ままに、 れた区長が条件案を表明し、二〇一〇年七月には建設受け入れ は未だ覆されておらず、 て採択された二度の移設反対決議 しかしながら、 区長及び区行政機関の条件案が足早に提出されて現在 しかし、二〇〇八年一一月に防衛局により住民が この条件案提出を構造的に強化して とりわけ二〇〇〇年代半ばから基 区の最高意思決定機関である区民総会に 防衛省が自治体の期待や交渉の対 区民総意の合意形成が成され <u></u>九 新たに高江区で選出さ 九八年、二〇〇六 いく る 0) が、 地関 沖 連 ない 民 的

者による現場での基地建設反対の座り込みは、 村 高江に おいて二〇〇七年七月から 開始さ 二〇一四年現在 れた住民と支援

の

となってきたことが背景としてある〇〇〇

した⁽⁵⁾。 住民側の女性一名が転倒して後頭部を打撲、 住民側との対立が激しくなり始めた時期である。 ___ O ___ また防衛局は作業員約一○○人を引き連れて作業を実施 その後は裁判闘争と現場での非暴力直接行動が並行し 年 は 建設現場における防衛局が雇用した作業員と 病院に搬送され 同年二月には'

手取 を下した。 六月二六日の控訴審判決は、 した住民側弁護団は、 同年三月一四 建設中止要請は公式には盛り込まれず(音)、 の米軍基地へのMV-22オスプリー た形で実践されている。二〇一二年九月にはMV-22オスプリ 配備反対の沖縄県民大会が開催されたが、 判決が憲法で保障されている表現の自由を奪うものだと た裁判 二〇一四年二月には、 Ħ が結審し、 日本政府を原告とする那覇地裁での住民を相 福岡高裁に控訴する。 住民一名に通行妨害禁止命令が下され 住民一名の通行妨害を認める判決 六つ建設予定のヘリ 配備が強行された。さらに 同年一〇月には沖縄 しかし二〇一三年 そこに高江の基地 パ ッドの

> 統治を、 常 民化」が根幹的な要素であることを述べるなかで、 察したことである。 П け れ おいて、 Ш をしているのではと思った」③と述べたことが報道された。 国民を形成しつつ、 ればならない。 は国家と住民間の力の不均衡を隠蔽している点で批判され という科学知の中で形成された概念を用いて行われる近代 、異常な主体を分断し人種化する戦略の理論化を試みている。 ミシェル・フーコーが国家的人種化の問題を通して考 当時担当裁判長であった酒井良介が 他方で、この発言から想起されるのは、 フー 同時に間断無い人口化の過程のなかで コーは近代国民国家形成において 「国民同士が戦争 国家が人口 国 人 ح

ばするほど、 力」窓である。 義を国家の 出現を示している。 と人口という極を合わせ持つ生命一般を引き受けた権力」窓の 双方を動員するようになる。これは「規範化の社会」 ての人口の内部に であり「身体と生命を引き受けた権力、 メカニ 異常な個人が抹殺されればされるほど、 生権力は国家的人種主義が生物学的連続 |区切り」を入れ、 ズム 君主的権力が後退していくなかで、 に 組み込むことに かつ「劣等種が消滅すれ あるいは身体という極 なっ たのは 種に対 人種主 体とし

体に働きかける「規律権力」と人口に働きかける「生権力」

現 の フー

コ

ーによれば、

国民国家による人種化は一九世紀以降

四年八月現在継続中である。

民と支援団体は継続して最高裁に再審理を求める運動を二〇

への上告手続が二〇一四年六月に一旦棄却されつつも⁽²⁾、

これらを先行提供することを表明した〇〇〇

裁

定を反故にし、

条件として土地返還を表明していたにもかかわらず、

当初の予 防衛局は

うちN 4-1が完成、

同年七月にはN4-2が完成し、

国

[側を原告とした座り込み住民を相手取った通行妨害訴訟に

導き出 ての私 に 部 溢 に導入されるのであり、「人種、 より 7 処刑が容認されるための条件」、ことなる。 が減れば減るほど、 はより生きることになるし、より強く、より活力に かくして内戦の論理が国家的人種主義により社会内 繁 .殖力を持つことができるだろう」黴という論 私 人種主義は、 個人としてではなく種とし 規範化の社会 このように 理

間

の

L

の人種化の水準は、

国家における人間の範疇を措定する暴力と

して死を与える旧

いタイプの主権権力は、

新たなタイプの

生

権

力による国家的人種主義を通じて機能するようになる。 を構成して な統計的国民間 ムと接続され 現代に Î 経 IJ 済関 ディ おける国家的人種主義は、 お の価値 つつ、 ŋ の人種的位階化を生成する。 男 ウェンディ 性規範、 規範は、 マジョリティ/マイノリティ 常に人口学における平均的な主体 および異性愛主義などが ブラウンが述べるようにそこに リベラルな政党政治システ この機制にお という想像的 相互 一規定

> が か

れ

上がるようになる。 として統治対象となっ う条件を創りだすための、 国家自身が「安全」 市民社会に向けて内部の他者に対する「寛容」を訴える一方、 ある(29)。 を目指す。 社会運動などの生起によってコ ての「人権」、他方の人種化の水準は、 抵抗が起きているが、 範疇を措定する「市民権」として定義付けることが し意味のコ ブラウン フー 1 -----ドをつくり出すことが重要性を帯 の述べる「寛容」の言説は、 のために他者に対し自ら過剰な暴力を ここにおいて、 の系譜学的歴史認識にお た人々の間には常に分断線と闘争線が 人権 それは常には可視化できない。 1 ド化(3)さ 市民権の限定と国家への 社会運動 市民社会における人 が国家と市民社会 れることで浮 国家的 びるの 人口 人種化が 可 それ であ 服従 か 能 75 引

権力の諸編成としての |寛容」 0) 主

ŀ

達期に 消去するという、 沖 縄をめぐるポ の欲望をかき立てると同時に沖縄人としての自己憐憫 おける沖縄の 富山 ス 人 郎が 復帰」 の身体 かつて述べた「一方方向 期 0 の沖縄人主 労働力化 体は、 が 日 資本主 本人になる 0 ブ 口 セ

本的

の水準を異なる角度から考察していると考えることが

へでき

に両者は国家と市民社会という二つの領域における人種主

を前景化することを試みている窓。

これらを踏まえつつも、

相補的

働 フ 的

なりあう⁽²⁶⁾。

フ 1 コ 1

的

な国家人種主義とブラウン

に対

る。

寛容」言説は、 に重

後者がより包括的な人種言説を展開し、 た国家の正統性と「寛容」言説の

1

が

回避してい

る 義

両者は戦略により親和的

/敵対的な場合があるが、

方

ス を持つ一対の権力装置」、こという規律権力の作動下に編

が 縄人主体は国 n により「許容」、されている、 ている。 5 その内部における下位主体という位置でのみ、 ح 籍を付与されると同時に日本人主体に包摂されな の対形象窓的な人種化の論理により、 あるいは統治権力による二重の 復帰後 統治権 帰成さ の沖

主義的社会におけるポジティヴな到来として賛美されようが、 縄ブーム⑶や日米軍事同盟⑶を媒介とした沖縄人主体の多文化 等の諸権力の編成により、 0 みならず、 ジェンダーおよびセクシュアリティ・軍隊・ 身体は主体化される。 それは一見沖 家族 ある。

統治実践においては、

資本以外の諸権力の重層的編成によって

も力の通過点/係留点としての主体が形成されると見るべきで

ゆえに労働主体として資本主義社会に包摂されていく力

裂症として作用すると述べることも可能である。

しかし同時に

人種的位階化が、

主体内部の亀裂として感知されたり、

また分

力

る調整が発動可能となる。

主主義 のと親 容」言説が作用している。また「寛容」の統治は、 リベ から現在にかけて、 嫌悪 ラル多文化主義の根幹にはブラウンが詳細に述べるところ 国家」 和 の統御 的であるのみならず、 日本においてそのような制度が不在になったとし (regulation of 占領下での国家的窓制度的人種化から 逆に対立もする。 aversion)」装置としての ゆえに占領期 制度的 なも

ても、「寛容」の統治における位階化は市民主体を巡り新たな

的言説である民族主義的言説も、

にも寄与している。

さらには、

その人種的位階化の「転覆 同じ構造に基づいている。

行制度と親和的 組みの成立を阻むものとして出現するのであり、 私の領域を横断しながら、 /非親和的な双方の場合において「寛容」によ しかし同時に人種化に抗う公的 市民社会における人種言説は公 だからこそ現 [な枠

編成を組織しながら継続する。

して「寛容」言説が登場すると、 統治主体が脅威を被らない

国民という想像の共同体を常に国民化/非国民化する装置と

度の差異は認められることになる。 (家長としての母、 クリシェと化した沖縄人主体の家族・ジェンダ 混血、 虚勢された父、ブルー・ 去った沖縄ブー 1 カラー)(37) ム 資本表象 に お け る

構造の強化は、 構造を成立させ、 成立するものであり、 常にマジョリティ主体としての日本人主体 して解釈させることを可能にする。 いう位階化された人種性を、 フトな人種化を伴った産業社会における余暇エキゾティシ おいて「許容」されるのであり、 家の主としての父、 国家あるいは市民社会の論理に矛盾しない範 また互いに強化してもいる。 ホワイト・カラー)の生産と対形象的 その二項対立の言説体制が自閉的な感情 その主体に自発的に多文化主義と また旅行者と現地民とい 日本人でありか (貞淑な母、 このような感情 つ沖縄 純 人と ズ う

る、 となる③80。 しての主体形成は認める代わりに、 れ続ける。 人口=国民からの逸脱、すなわち非人口=非国民として表象さ るいははずれ値となる。 逸脱」した存在として人種化され、 現代の新基地建設に反対する住民はこの二元論的機制にお といった多層的位階化として編成され、 対形象的に想定された「お行儀の良い主体」からは過剰に この主体形成の多層的位階化は、 この非人口化のメカニズムは、 はずれ値としての人種化は、 政治的な主体形成は禁止す 規格外で想定外の切片あ 例えば経済的主体と 市民社会内部にお 主体化されること 統計学的

元中亀方氧司田中窓司長)いうこと自体私にはなかなか合点がいかない」(®(二〇一一年、「北部訓練場の過半を返還する大きな目的のためで、反対と

元沖縄防衛局田中聡局長)

工事と並行して行いたい」∜(二○一○年、元沖縄防衛局真部く相談し、しっかり調整しながら区民に説明したい。説明は「反対行動をする人もいると思う。状況を把握しながら、よ

「二割を犠牲にしてでも八割を生かしたほうがいい」(型(二〇

朗局長

東村高江における反対運動は、○八年、元東村長)

ル数の約五一%の水準であり^②、半分をわずかに超えるに過ぎける北部訓練場北側「過半」返還の条件として、南側の残存施計画が開示されたことに端を発する。二〇〇六年の二月、日米合同委員会後に移設ヘリパッドの位置が決定され、高江区の近衛に建設される形になった^②。しかし「過半」返還はヘクタール数の約五一%の水準であり^③、半分をわずかに超えるに過ぎれる北部訓練場北側「過半」返還の条件として、南側の残存施度は強い。

四 現場を「人種的」に見る眼差しは

ある。

いても経済的主体と政治的主体間の断絶を呼び込んでいるので

それでは、運動の主体を「人種」的に見ること、換言すれば

説は、例えば高江の座り込みに対しては以下のようなものが挙較すると、過剰に主体化された「主体」として運動をみなす言することで成立するのだろうか。統治権力が期待する主体と比他者を「人種」として形成する認識は現場をどのように対象化

な

トリック重視の言説であった。

追従する地域エリー

トが「不寛容」の言葉を社会運動主体に

高江における住民運動に対して、政府役人やその

ヘゲ

Ŧ

=

げられよう。

発話する時、

力を持

のの

普

遍」とし

しての位

置からの

服差

が

成立している。

防 つち

衛局による建設計

画

の説明責任の著し

にお 0 語 通させている存在論 して他者を存在論的に差異化し、 ζì るとき、「それは政治的あるいは文化的な差異に遭遇したとは している。 う権利や、 を逸脱した他者に対して、その主体形成の是正を要求すると 義に集落を従属させる語り。 るその高み。 訴えることを、 欠如と不誠実さから、 せる基盤 権力、 ように成立するのだろうか。 人々の権利要求に対して、 わずに、 ても是とする、 .時に建設計画に直接影響を受ける人々の生活が「犠牲」にな 」(もを言説体制の いて普遍的な文明が不寛容に直面する際の論理をこう指摘 を削 普遍主義としての寛容な文明が自らの限界にぶつか 文明それ自体の限界に遭遇した」、生と述べる。 行為の源泉を主体に閉じ込めて人種化する論理はど 数字のレトリックで言説的なインパ り取っていく。 「説明と工事」は平行して行うという矛盾を語 正義という言語」、動から成る言説体制を成立さ 『過半』 ヘゲ 直接行動を有して抗議する住民を裁判 モニ 情 動 返還」 「寛容が、 1 そもそも、 とりわけ一九七二年以降も、 として確立し、 エ ブラウンは、 自己と他者の間に「寛容が流 や「マ 1 1 スという 従属化と周辺化の是正 想定された「主体」像 ジ 3 現代リベラリズ リティ」という大 そのことに 反政治的 クトを重視 な言 こう 沖縄

それ

が上記の発言には隠されている。

「寛容」は不平等を差異

で

覆

い隠すのである。

行動 化し、 うになると、 という約束を守れなくなり、 は社会的に従属的な集団の要求と交渉するときに「平等な処遇 たからこそ「寛容」 である。 な帝国主義を正統化する役割を果た」、っすことが可能となる 守といった出来事が運動主体に対して作用することで正当化さ 成を継続させる。 に れ か るのであり、 の か が切り開 要素の代補」いとして機能し「従属化と周辺化」い かわる普遍主義、 統治主体による過剰な暴力の行使や行政法の不十分な L かし同時に、 寛容について騒々しく語り始める」、のである。 いた可能性が、 「国際的なリベラルな統治性のしばしば暴力 これにより主体が行為の源泉とみなされ の言説が登場した面も否定できない。 平等主義といっ 様々な現場での長年の建設拒否の 平等よりも差異に焦点をあてるよ 法や規律の権力作用を押しとどめ た リベラル な言説 の主 国家 本質 体形 直 0 的 ほ

体制翼賛型少数者形成と人種モデル・マイノリティ 化 0 内

Ŧī.

て主体を 一画定された内部からも起きていることを指摘しなけ ح のように、 制限すべきである」 国家と資本の枠を超えな ح の 呼 Ü いという範囲 か け は 沖縄 れ 人と自 に ば お な いく

己

配 体制翼賛型少数者とは酒井直樹による定義によれば「植民地支****** これは /数者 :制翼賛型少数者としての主体デル・マイノリティ ばしば陥る自己 確 定の 形態」いって 化 で あ る。 あ

同時に本人を『少数者』にしてしまっている体制に翼賛する、 自 の民族性や社会的身元の多数者による認知を要求しつつ、

から支える沖縄主体 沖縄イニシアティヴ」に代表される、日米安全保障体制を下 波普猷と新川明を媒介としながら、 の登場から 顕著に表れている(図)。 米国との「人種的 高良の論

体制翼賛型少数者としての沖縄人という表象は、

高良倉吉らの

つまり

体制

の基本構造を正当化しようとする」③主体化である。

沖縄の・ 際だたせる。 人々の帰 さらに復帰運動を焦点化しながら、 属の欲望を米国統治から日本統治 日本国家 の 希求と読

およ

J.

H

本との

「文化的差異」

により

沖縄

の特異性

体 主体」®を追及するよりも みつ なのかを論じている。 が いく か にして 日 沖 の歴史 担う の 的 か、 しかしながら高良の視点は 相 違を超えてい 「未来のイニシアティヴ」ਿを沖縄 という過去忘却型の か にして 国 民統 「歴史責任 へと収 合が 可

向

翻訳」されたも

吉 けけて

沖縄

米

軍 基

地につい

T

川の論理が興味深いのは、

これ

は

イ お

1 け

IJ

テ

1

神話 的位置 議論の核心は

の一つの

形態で

あ

Ď, 酒

人種的で均質

0

物質的絆としての米軍基地

に

うる調整:

0

画定である。

拼

が

述べるように

な

な自己表象は、

外部との民族的

対形象的差異化により、

措定さ

基 盟

地のみを撤去対象として浮

47

n

ていく

ので

あ

b

「沖縄」という主体

の日

北洲

する働きを担う。 計製 数 者。 はまた、 翻 訳者 \parallel 立. 法者 57

7

政

た共同体内部の経済的、

および性差の差異と不平等を後景化

して語る主体である。 制翼賛型少数者でありかつ沖縄に対する「寛容」の言説を率 おい 地域安全政策課を設立する。 ても存在している 仲井眞県 が、 この主体は言わば 地域安全政策課の研 政の沖縄県は、 二〇一二年 行為遂行的 究員とし な体 应 月

発言する吉川由紀枝は、 典型であると言える。 アイデンティ ティ 配分を取り結び調整する体制 米・日 沖縄米軍基地についての誤解 ・沖の差異の 「空間化」と三項間 翼賛型少数者

understandings on the US Military Bases in Okinawa)」(※) と題 吉川の表象する沖縄県民は人口統治対

が した論文において、 しての一 行 われている。 「沖縄県民」であり、ここに意識の空間化の巧妙な峻 論文は英語で 執筆さ れ て お ŋ 英語言

る がらそれらを否定するなかで、 「沖縄は金が欲しいだけだ」という三つ 沖縄 の経 済成長および 日米同

のである。 『サラミ・ かび上がらせることで、 の共在 沖縄 は基地経済に依存 可 テクニ 能 性 0 0 ッ た んめに、 仮説を提示し H を 1米沖間 海兵隊 用 T T

の資本と軍隊 として機能していることである。 の エ コ ノミー の調整装置 発表の後、 (および嘉手納基地統合 論文は沖縄側

構成していく。吉川は、 などの「人口科学」の手続さえ経ることなく人口の政治偏向を П から批判を受けたがい の欲望の語りを引き受けるかのように演じつつ、 日米国家間に位置しながら同時に日米 吉川は論文において積極的に「沖縄人 世論調査

登場する。

この主体形成はフー

.]

が述べるところの三つの権

政府に対して沖縄の「人口」

の欲望を「翻訳」する主体として

二年における辺野古と高江における新基地建設に対する仲井眞

県政の政治的立ち位置を表しており、

これ

が沖縄の発話主体と

して読み替えられていったのである。

れば、 して、 留米軍と日米沖エリー 現実に応答する」、窓という権力機能 力機能、 には禁止と命令の側にあるいくつかの道具を手にし――、 人口的布置における沖縄の政治(人口)動態は、 安全は本質的に言って禁止も命令もせず――しかし すなわち「法は禁止する。 1 の統治にとって「安全」水準であると 規律は命令する。それに対 (法・規律・安全) 在沖駐 を鑑み 実際 ある

て呼

Ü

か

明

示しているのだ。

これは吉川が

(六○%と定義し慌ててマジ

3

リテ

ィと名付けることで)(๑)「人口」としての沖縄県民に対し

П 自

0

動態を把握することが困難になる。

けるという発話構造そのものに支えられている。

な関心を持たないと措定される沖縄のマ

ジョ

IJ

テ **(**政

「分離」^(金)を完成させるのである。

越境的なフローを不可視化し、

米軍

の沖縄における認識論的

これにより米軍要員

に大した関心を示しておらず、

よって基地の現状維持、

ある

に他ならない

のであ

ŋ

逆説的だが、

7

ジ ヨ リティ

は基地問題

身体は、

政治学—

人口学がその知の中で焦点化する制限主体

政治的

的に海兵隊を岩国、 地を移設」®することは検討に値すると述べる。 動することで普天間を空にし、 成立させようと試みているのである。 は て適切な場所を探す時間をかせぎ、そしてその場所に普天間基 返還を求める声はマイノリティに過ぎないというロジ 嘉手納、 プラス/あるいは自衛隊基地に移 日本政府が普天間代替施設とし さらに論文は「まず暫定 これは二〇一 ッ クを

さにそのことにより戦後日本統治をめぐる日米のトランス 米は別々に行動しているという分離的 体の ・フィ 国 酒井が述べるように、 [民国家言語 人口動態は法により公開を規制され、 ッ クな「共犯性の関係」、じは完成される。 (圏) を分離し純化させていく。 翻訳者は一つの「境界」として、二つ 主権が担保されるが、 民間人は米軍 これにより日 同時に、 米軍 ま パ

言語社会 第9号

六 オ ・スプ IJ ĺ の政治経済学と非人間 の純 穽 化

環境保護の

「自然化」という

て、

ッド

た(6)0 れる。 0 ることも含まれていた(8)。 Η 必要としていた。 そして中部に位置する中央訓練場(CTA) 域である伊江島訓練施設 新設されたMVー22オスプリー飛行中隊訓練は、 喜志好一がいち早く考察していたように⑮、 ける米軍再編計画は北部における海兵隊の一大拠点建設であ 一六つのオスプリー つの拠点対象となっ -46型ヘリを海 -22オスプリー 1 九 てい これはもともと配備されていたCH-46E型ヘリ中 飛行中隊訓練は、 米国防総省の環境影響評価書(二〇一二年)によれ 沖縄での大規模な反対運動を押し切って配備されたM 九六年一二月 た訓練施設を受け継ぐ形で展開され、 兵隊普天間基地のMV-はどのように運用される計 のSACO最終合意から一六年後の二〇 この作戦には、 パ た ッド 0 合計五〇箇所の着陸帯を離着陸作戦 (ISTF) が、 海兵隊のオスプリー L Z 17 残存する北部訓練場に新設予定 全ての在日海兵隊 北部訓練場 17 b 22 中 隊二 に跨がって展開 SACO 合意 にお 証がっ N 1 a 中 現存の訓練区 · 隊配備計 隊に置き換 M V たの N T A 22 オ か。 N 1 れば、 の 真 ス

IJ

ノペ

整理、 環境条例に沿っ 衛局長に対する公開質問状において、この点を鋭く指摘し、 自ら環境調査を行うことで正当性を担保しようとした⑦。「へ 守している訳ではなく「自主アセスメント」であることは指摘 境影響評価条例(一九九七年六月公布、 発見されている⑦。 する必要がある。 キナワセッコク、 カラスバ 基準に従わずに、 と記載されており「ヘリパッド」ではないという理 周辺には、 ッドいらない」 ヤン 昆虫が生息している(๑)。 のオスプリー・パ 1 などの絶滅危惧種や、 バルクイナ、 たアセスの実施を求めていた② 上記の絶滅危惧鳥類や希少動植物に加えて、 クニガミトンボソウが絶滅危惧植物種とし 防衛局は環境影響評価条例には「 県行政と市民運動の介入を排除する形で、 住民の会と支援団体は二〇一〇年の沖 しかし防衛局の環境影響調査は、 ホントウアカヒゲ、 ッドの周辺には、 さらに新設予定の六つのヘリ その他多くの希少な虫類 九九年六月施行) ノグチゲラを始めと アマミヤマシギ、 沖縄県環 ヘリポ 亩 を順 『で県 県 オ パ 両

範囲 建設予定地に含まれていることを訴えた。 事者自治体であっ での環境アセスメン かしながら「 九七〇年の伊部岳実弾演習場建設阻止闘争に た国頭村は、 特定の動植物の生態系を守る」とい トは、 ヤンバルクイナの鳥獣保護 それ自体に限界を内包してもい これは闘争にお おいて、 う限定的 区 当 7 が

þ

Н

G

である。

米軍政は実弾演習こそ中止したものの、 を含めた解決ではなく、 定の効果を持ってはいたが、 結果として村民の生活環境保護

説にお 高江の人々は、 性 用されていた。 Ŕ る評価) 地の計量化、 環境アセスメントの方法論 続したのであった窓。 いては「自然」から分離され対象外とされることで「生きるに の権力の一 自然科学において対象化された非人間世界においてのみ適 いて「人種化」され「生きる必要がない」と名指される は 側面を成している。 動植物、 生活する人々を含めた生態系への配慮というより 環境影響評価という自然科学の方法論内部にお 環境影響評価の方法論はフー 地質、 同様にヘリ 特定の動植物を保護する名目で米国 (計量地理学的メッシュ化による土 大気および飛行騒音の計量化によ パッド つまり、 基地は保持し訓練を継 建設のために行われた 人口を巡る政治的言 1 の述べる統治

フー

П

七 おわりに 人種化」から「統治される者

0

抗争的諸編成

モ

_の

権

利

えることで、「非日本人」である自らを否認するという二重の 身の対形象的幻想なのであり、 自らの不安を取り除くことができないという論理に基づいてい 恐怖を抱くのであり、 おいて、「普遍―西洋」を自認するマジョリ 「二級市民」「人間以下」と「一級市民」「人間」 下」という地位に留め置かれる人種化として効果する。 民国家行政の知や司法による禁止と命令、 しての主体は力の多様なレベルにおいて生成される。 否定」としての残余②主体から開始される闘争である。 権力回路に包摂されると同時にその外部に排除される 同化圧力という規律、 路から捕捉する。 これら関係的主体化および従属化の力は、 主体が常に自らが しかし残余を作り出したのは他でもない コーの先の権力定式 反基地闘争の非暴力直接行動による実践は あるいは「二級市民」あるいは この恐怖は残余を排除することでしか、 「非日本人」主体であることに不安を抱 (法・規律・ 普遍 安全) -西洋」としての さらには市民社会の /ティ を思い出すならば 運動主体を様々な 普遍— の間の差異に 編成は転落 それは 西洋」 人間以 「西洋の 残余と 日 この 本 自

二重にその存在を除外され、

0

である

れる。

ゆえに、

高江の人々は社会―自然という言説の双方から

言わば残余として位置づけられる

る。

るに足りない外れ値として除外され、さらに

「人間」として除外されることで生態系の循環から不可視にさ

任せる」

対象として主体化される。

つまり「人口」からは生き

自

然 から は

否定を通して「『日本人である』同一性」(恋を確認するのだ。 人間と

ては一

他方、

統治権力に曝されつつも、

直接行動の現場は、

自然との関係を通した自己の統治の再編が試みら 個人の意見が尊重されるような現場作りが実践されたり、 端の人々にとって、 ζì 抗 もそのような暴力 自らの生を構造的に規定する暴力に抗いつつ、 む潜勢力、 度化され 非暴力直接行 非暴力直接行動に根ざしつつ継続されている。 と思想を考察するなかで述べたところの、 衝突不可能性を介していかに共在させていくのかを実践する現 できよう。 である。 ヘゲモ の抗争的プロセス」やとしてある。 の共 座 座り込みにおける長期の対立は、 まさに抗争の <u>-</u> り込みという動詞的実践はゆえに敵対性のト ている構造的暴力、そして(二)コ 高江 を同時に浮かび上がらせることを目的としている〇〇〇 在 動は、 を構築する技術として非暴力直接行動は存在して 的 しかしだからこそ、 の座り込みは住民と支援者を基盤としながら、 な編成をめぐる「社会的 .の行使をすると「黙ってないぞ」という、 傷を負うものとしてもあることは他方で指 酒井隆史がアフロ・ 政治学でとして開かれてい 所与の空間での生を豊かにし 対立せざるを得ない末 ア 異質な関係的存在を、 になも ノメリ Ď ミュニティ る運 同時にいつまで カンの解放実践 座り込みによる の構成におけ 社会の中に制 れたりする 動の現場な ポスに のは

べ

る自己統治を到来させるのである。

このような不均衡な対形象的主体形成の相

補的

で

(ネオ)

IJ

0

自らを投企すること。 成によりむしろ関係性としてはインテンシヴな「運動」を間 速度を緩め、 なく行っ 編成をまた作りだして ている。 点に留まることだが、 時的な距離を保ち、 時には その繰り返す円環の差異が、 いくのであり(8)、 「運動」 常に抗争的な交渉を通した諸 により疲弊する自己 もう一度 また異なる自己に 人人間 の共在性 異なる現場 の統 へ と

くなっ 等に分配されているという現実であり、 利をも要求するからである。 開始されるからであり、「人権」を訴える者の位置 は ラルな調整に抗う脱軍事化の社会運動は、 人権 を訴える者の位置は、 たとき、 人権 よりも根底的な権利を要求している。 市民権が常 差異の言説は、 に/既に国家と市民社会に 逆説的だが しかし「寛容」の政治が覆い 人権 その現実を隠しきれな 市民 市 民権 なぜなら「人 の権利として の の外部 おいて不平 政治的 より

この普遍主義が不可避的に持つ規範と例外主義を回 しばしばリベラル市民社会のお という名 人権一 阻害し始めるので 市民権 人種的な言説を動員し の下 の擁護は益々 に国家統治と ある。 困 連携され 諸言説の 行 |難を極 儀の 「人権」 [避し 良

の平等

の道を

規律化を経由しながら

が 動

B

進められる際には、

が

市

民社会の

安全」

る

かにして可能だろうか。 ながら、 普遍主義をさらなる権利として要求し続けることは いく

に分有している「統治される者」ぽのあるという事実が根拠と 籍や事実上の市民権」⑻のような資格を必要とせず、 た その可能性の一つとして、 「統治される者の権利」、影が挙げられよう。 酒井隆史がフーコーを介して述べ この権利は 万人が既 国

なるような市民権である。

高江の住民は、

国家からも市民社会

の主体である「日本人」人口あるいは対抗的主体である「沖縄

民以下」、あるいは非国民や時代の残余のとして主体化された 全体的統治を同時に塗り替えるための戦略的な空間的 人々の結節点としての社会運動の場、 人」人口からも事実上排除されている(※)。「二級市民」や「市 として現れる。 これは個人的自己統治と ヘゲモニ

そのような空間は、

現場におけるテント、

生

分など)とも接続される。 常の自己/他者統治の諸空間 時にそれぞれの立場で非日常の座り込みに参加する支援者の そして人間などによる仮初めの凝集性として構成され、 だからこそ、 (労使関係、 直接対峙が行われる非 家族、 ジェンダ 1 同 配 日

暴力直接行動の現場において争点を盛り上げる「敵対性」(8)を

試みが 構築すると同時に、「統治する者/される者」という末端同 のアイデンティティ配分により眼前の人間を認識しない実践と の関係性を「統治される者の権利」として塗り替えようとする 計測可能な人口モデルおよびその調整的帰結として \pm

間に向けて不断に行われているのだ。 して一、 運動の敵手への語りかけを通して、 統治権力が介入する目 あるいは外の空 的

未発のものにし、 治される者」同士の潜在的な共同性を切り崩し、 はゆえに、 直接行動の対立軸に常に/すでに開かれている「 さらに人口内部に常に分断線を引き直してい その可能性を

権利」 くことである。「人種化」および「寛容」と、「統治される者の がせめぎ合う場としての非暴力直接行動には、 これらの

道を、 様々な分断線に抗う抵抗線 る者」の多様な形態を通して、 法の内外に発見し(8)、 /逃走線を創りだしては 多様な編成で連結していくことが 人権— 市民権を権利たらしめる 「統治され

賭けられているのである。

謝辞 を申し上げたい。 二名の査読者から貴重なコメントを頂いた。 ここに感謝

て ――沖縄県東村高江の米軍ヘリパッド建設ことによる多元的ナショナリズム批判へ向け

5

体制の一側面──一九五二年七月実施の永住島』における『外国人』(「非琉球人」) 管理島』における『外国人』(「非琉球人」) 管理の 土料智義、二○一三「米国統治期の『琉球列」

8

究』第三九号、

一五九一二〇九頁を参照され

に反対する座り込みを事例に」『沖縄文化研

許可措置を中心として」『沖縄県公文書館研

- 沖奄美住民の法的処遇について ── 琉球政府(3) 土井智義、二○一四「米国統治期における在治を指すものとして使用する。
- (4) Doreen Massey, 2005, For Space, London Sage, p. 101. (=森正人・伊澤高志訳、二〇

出入管理庁文書を中心として」『沖縄県公文

11

湧田ちひろ「ヘリの影 住民不安/高江着陸

- Ibid.
- (G) Clifford Geertz, 1973, The Interpretation of Cultures, New York: Basic Books.
- (7) 森正人、二〇一四「訳者解説」ポスト人間中(7)森正人、二〇一四「訳者解説」ポスト人間中
- 類学――新世代のエスノグラフィ』世界思想 類学――新世代のエスノグラフィ』世界思想
- (9) Wendy Brown, 2005, Regulating Aversion:
 Tolerance in the Age of Identity and Empire,
 Princeton: Princeton Press. (=向山恭一訳、
 二○一○『寛容の帝国 ──現代リベラリズム
 批判』法政大学出版局。)

10

月二二日朝刊。 常工事再開一カ月/二四時間警戒/風圧被害

- (12)(一)普通交付税の算定項目に安全保障への行われた島田懇談会事業(一九七七一二〇一二年度・約八六八億円支出)、(三)SAC〇交付金・補助金、(三)北部振興事業(二〇一二〇一二〇一年度:一二〇億円予算)、(四)米軍再編交付金(二〇七年度から)。特に(五)の米軍再編交付金は、米軍再編の特に(五)の米軍再編交付金は、米軍再編の結合であると指摘される。(川瀬光義、二の計でのお合であると指摘される。(川瀬光義、二の計でのお合であると指摘される。(川瀬光義、二の十三『基地維持政策と財政』日本経済評論社、「〇一三『基地維持政策と財政』日本経済評論社、「〇一一一〇七頁。)
- 憲一・川瀬光義編『沖縄論──平和・環境・島袋純、二○一○「沖縄の自治の未来」宮本

- 月一七日朝刊。 | 自治の島へ』岩波書店、二五二─二年二バッド工事」『沖縄タイムス』二○一一年二月一七日朝刊。
- (15)「国、早朝に工事強行/ヘリバッド移設/反対派ともみ合い」『沖縄タイムス』二〇一一年二月二四日朝刊。
- (16)二○一四年八月現在の沖縄の「島ぐるみ」市 民運動も高江の住民運動に言及していない。 民運動も高江の住民運動に言及していない。 大き動も高江の住民運動に言及していない。 大き動も高江の住民運動に言及していない。

- (17)「高江訴訟判決要旨」『沖縄タイムス』二○一 二年三月一五日朝刊。
- 〔18〕「高江ヘリパッド/完成二ヵ所を先行提供〕 月内にも」『琉球新報』二〇一四年八月九日
- 「ヘリパッドいらない」住民の会「高江裁判 Lhttp://takae.tida.net/e64144213.html 11 O 最高裁上告棄却」二〇一四年六月一八日 一四年八月二日アクセス]。
- 〔20〕「〔社説〕/高江ヘリパッド/県民同士が闘う 五日朝刊。 不条理」『沖縄タイムス』二〇一一年二月二
- 〔21〕ミシェル・フーコー(石田英敬・小野正嗣 九七五一九七六年度』筑摩書房、 ない――コレージュ・ド・フランス講義 一 訳)、二〇〇七『社会は防衛しなければなら 二五一頁
- (22) 同上、二五二頁。
- (23) 同上、二五三頁。
- 24 同上、二五四頁
- 25 同上、二五四—二五五頁。
- (26) Brown, op. cit, p. 75. (上掲一〇二頁)
- 〔27〕とりわけBrown,2005の第四章を参照され

31

〔28〕これは古くは、フランス人権宣言において 『人権の再問』法律文化社、一五八―一七六 フランスにおける系譜については宇野重規 を巡る論争から始まる認識である。人権論の 「人権」と「市民権」が分離されていること 保守主義と人権」市野川容孝、二〇一一

頁を参照されたい。

- 29 宇野(二〇一一上掲、一六六―七頁)は、マ 保守主義者と共通するものであった」。宇野 し、互いを独立させるものであるという批判 求めたとはいえ、「人権を利己主義と結びつ ち出していることに言及している。当時のマ とブルジョア(bourgeois)という言葉を持 に、フランス語のシトワイアン (citoyen) 国家的/市民社会的個人の分離を説明する際 Berlin, Band1, Berlin/DDR, 1976, S. 347-377, rich Engels, *Werke*, (Karl) Dietz Verlag では以下を参照されたい。(Karl Marx/Fried のマルクスの引用箇所(一六七頁)は、原書 は、それ自体としてみれば、同時代の多くの け、そのような人権の強調が人と人を切り離 会」を批判し、疎外を乗り越え人間的解放を ルクスが「利己主義的人間に基礎を置く社 ルクスが『ユダヤ人問題によせて』において、
- 30 Alberto Melucci, 1996, Challenging Codes: Collective Action in Information Age, Cam-, 5. Korrektur Erstellt am 30. 08. 1999.)
- 冨山一郎、一九九○『近代日本社会と「沖縄 経済評論社、二八一頁。 人」――「日本人」になるということ』日本

bridge: Cambridge University Press

酒井直樹、一九九七『日本思想という問題 翻訳と主体』岩波書店、二八―二九頁。

32

33 これはまさに、ブラウンが述べるところの 「寛容」であり、いかにして嫌悪を管理する かというリベラル政治の統治技術の根幹を

担うものである

- 34 多田治、二〇〇八『沖縄イメージを旅する 柳田国男から移住プームまで』中央公論
- 35 Kurayoshi Takara, and Regional Security, Okinawa: Nansei and Kurayoshi Takara (ed.) The Okinawa Shoto Industrial Advancement Center. Question: Futenma, the U.S.-Japan Alliance, Hashimoto Akikazu, Mike M. Mochizuki Base Problem' As Seen From History, "The 'Okinawa
- (36)ここで使用される「国家的」という言葉の節 ることだ。」 権力の展開の中に配置されたものとして考え 相互的かつ階層的に関連し合うグローバルな 成される諸『国家形態』の不平等な関係性を 国家』を、近代的な権力レジームのなかで構 島』を見る。ここで重要なのは、『植民地的 民地的な『植民地的国家』として『琉球列 という三点から、『国家』形態を持ち且つ植 との分離を正当化する論理が設定されたこと として設定されたこと、③支配者と被支配者 を形成すること、②植民地主義批判が形式的 に述べる。「①領土的に限定された施政領域 るものと同義である。土井は「琉球列島」を 疇は、土井 (二○一四、一三頁) が述べてい に普遍性をもつ国際関係のなかで従属的領域 国家」と定義付けるに当たって以下のよう
- 37 中江裕司(中沢みい原作)二〇〇二『ホテ ル・ハイビスカス』(九二分)が典型的なク

- 植民地統治において市民的経済的主体化とい しての市民的主体が予め否定された上で登場 う西洋の啓蒙図式から、権利を求める主体と
- pagam の議論は示唆的である。統計の技術 スとしての主体形成であるとする Uma Kal するのが、植民地におけるホモ・エコノミコ

の地域や地方への浸透と、

商品を計算し尽く

42

- としての権利要求を予め禁止されたものとし 論理において市民―経済個人主義から、 Society, 29 (3), 418-438: 420)。 いのような ミコスになり得る」個人として想定される 義の文脈では達成されることはない。むしろ zen-individual)は、植民地における自由主 権利を求めるものとしての市民的個人(citi mentality and the 'economy'," Economy and (Uma, Kalpagam, 2000, "Colonial govern-た個人は、市場経済におけるホモ・エコノ 商業的交換という新たな領域へと強制され 植民地統治性における非市民―経済個人
- 39 「工事反対「合点いかぬ」/高江ヘリパッド 縄タイムス』二〇一一年一一月二五日朝刊。 移設/防衛局長、強制排除は否定枯れ」『沖

体が出現する条件が設定される。

- 「高江ヘリパッドフェンス工事/民主県連 『住民に説明を』』『琉球新報』二〇一〇年二
- 41 年一〇月二七日に高江区の臨時題議会で発言 村長は県内外からの発言への批判に対し、 同
- 縄タイムスにおいて「人種化」の論理である して、徳田匡が二〇〇八年一一月一〇日の沖 を撤回し、謝罪した。この「二割」発言に関
- 建設立地は、その後公開された那覇防衛施設 響評価図書』) と米国防総省 (2012, Final Envi ことを的確に批判している。 ronmental Review for Basing MV-22 Aircraft ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影 (現沖縄防衛局) (二〇〇六、『北部訓練場

als」という一九世紀自由主義に基づいた、 て構築する。その過程で「諸個人 individu 立させ、「経済」なるものを一つの総体とし しながら、それ自体を一つのフローとして成 係性は、様々な統計自体に価値と権威を付与 すという植民地と宗主国を取り結ぶ統治の関

- osprey/env_review.pdf. 二〇一四年八月二八 at MCAD Futenma and Operating in Japan 域において最も環境負荷が少ない地域として 日アクセス])の環境影響評価書に、当該地 選定されている。しかしこの選定方法につい [http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/
- 欠如しているという認識論的な諸問題が内包 および人間の生活環境への影響評価が著しく ては地元住民を含めた民主的手続きの欠如 56 54 Ibid
- SACO報告内では、北部訓練場の過半 三九八七へクタール)と記されているが、二 〇一三年現在の北部訓練場の施設面積七八二

43

されている。

返還されるということになる。知事公室基地 ・三ヘクタールを割ると、五〇・九五%が 二〇一三「FAC六〇〇一北部訓

- jiko/kichitai/1172.html. 二〇一四年八月二八 場」 Lhttp://www.pref.okinawa.jp/site/chi-
- 44 Brown, op. cit., p. 203. (上掲二七七頁) 日アクセス]。
- 46 Ibid

45

Ibid., p. 204. (同上二七九頁

- (47) Ibid
- (48) Ibid
- 50 (49) Ibid., p. 202. (同上二七六頁 Ibid., p. 96. (同上一三〇頁)
- (51) 酒井直樹、二〇〇八『希望と憲法日本国憲 の発話主体と応答』以文社、二八四頁。

法

52 同上。

- 大城常夫・高良倉吉・真栄城守定編著、 仲里効、石原昌家、比屋根照夫、目取真俊、 の『沖縄タイムス』で(新川明、新崎盛暉、 知識人から成された。その多くは二〇〇〇年 戦略』ひるぎ社。これに対する批評が多くの ○○『沖縄イニシアティブ ―― 沖縄発・知的 表明された。
- Takara, op. cit., p. 7.
- (55) Ibid., p. 10.
- 酒井、上掲、二八〇—二八一頁
- Yukie Yoshikawa, 2012, "Misunderstandings org Lhttp://csis.org/files/publication/ pac1224A.pdf. Accessed June 28, 2013]. ガバ on the US Military Bases in Okinawa," Csis ン・マコーマック・乗松聡子-沖縄について 『誤解』-沖縄県『地域安全政策課』主

html. 二〇一三年六月二八日アクセス]。 losophy.blogspot.jp/2012/04/blogpost_18 て」二〇一二年四月一八日 [http://peacephi 任研究員の米国シンクタンク寄稿文につい

- 59 ブログのレスポンスでは、浦島悦子、吉川健 宮城康博などが批判のコメントを展開し
- 60 ミシェル・フーコー(高桑和巳訳)、二〇〇 フランス講義 一九七七一九七八年度』筑摩 七『安全・領土・人口 ―― コレージュ・ド・ 五七頁。
- 61 派」と、具体的な数字がついていたが、四月 基地は二○%、残りの六○%は物言わぬ多数 ばにいって、沖縄では基地賛成は二○%、 点でプリントアウトした記事には、「大ざっ 下のように記されている。「四月一二日の時 マコーマック・乗松、前掲の翻訳文には、 一五日の時点でこの部分は削除されている。」 反 以
- 62 op. cit., p. 2. マコーマック・乗松、同上、および Yoshikawa
- 63 酒井、二〇〇八上掲、二三頁
- (4) 土井、二〇一四上掲、三四頁
- 真喜志好一、二〇〇〇「SACO合意のから 建設=SACO合意のからくりを撃つ』高文 島悦子著『沖縄まもうだまされない ―― 基地 琢磨・高里鈴代・真志喜トミ・国政美恵・浦 くりを暴く」真喜志好一・崎浜秀光・東恩納 六一—一三八頁。
- 66 鳥山淳、二〇〇九一一九五〇年代沖縄の軍用 地接収:伊江島と伊佐浜そして辺野古」『歴

67 Department of Defense, 2012, Environmenanpo/osprey/env_review.pdf. accessed p. ES-3. [http://www.mod.go.jp/j/approach/ MCAS Futenma and Operating in Japan," tal Review for Basing MV-22 Aircraft as July 20 2014. 史評論』七一二、一八二頁 20

- 68 Ibid., p. ES-4.
- 69 Ibid., pp. 4-39
- 71 70 Ibid., pp. 4-43.
- 金高望、二〇〇九一公開法廷で審議を/不明 確な『国策上の損害』」『沖縄タイムス』二〇 〇九年三月一六日朝刊。
- 72 沖縄・生物市民ネットワーク、二〇一〇 010/624takae_pubuquest.pdf 二〇一〇年八 月一日アクセス」 六一九頁。[http://www.jca.apc.org/HHK/2 江ヘリパッド建設計画に関する公開質問状」 高
- 73 比嘉康文、二〇〇一『鳥たちが村を救った』 同時代社を参照されたい。
- 75 (4) 酒井、二〇〇八上掲、二六七一二九一頁 同上、二八二頁。この自らの「非日本人」で 規定されていないはずである。むしろ冨山 あることの否定は、決して抑圧的な力のみに (上掲二八一頁) が述べるように、危険を回 した自己同定の「喜び」として感覚される
- 76 Massey, op. cit., p. 147. (上掲)

ことさえあるだろう。

- 77 Ibid., p. 148. (同上二七九頁)
- (78) 酒井隆史、二〇〇四『暴力の哲学』河出書房

四九一五〇頁。

- 79 社会運動空間の重層性、 事設備や軍事ヘリコプターなどの非生物的モ 紙幅の関係で十全に展開できなかったが、軍 九五―一一八頁、を参照されたい。 『社会システム研究』第二九号、立命館大学、 軍基地建設に反対する座り込みを事例に」 化」としてのアートについては拙稿二〇一四 生きる生物種へ認識を通した反省的「人間 ノの諸編成(商品化および統治の対象化)と 直接行動の解釈学 ―― 沖縄県東村高江の米 および人間の自然に 本稿では
- 繰り返し反復/反覆することの可能性につい ては、阿部小涼、二〇一一「繰り返し変わる よる社会運動については別稿で論じる。

的関係性、およびそのような人間―非人間に

人間内の位階的構成のシンメトリカルな歴史

- 80 が示唆的である。 三学・国際関係論集』一三号、六一─九○頁 沖縄における直接行動の現在形」『政策
- 81 人権と安全の近代社会における分かちがたい 問』一九七一二二四頁を参照されたい。 系譜の考察としては、 「安全性の論理と人権」市野川編『人権の再 市野川容孝、二〇一一
- 82 酒井隆史、二〇〇一『自由論』青土社、三九 (=1997, "Vaton extrader Klaus Croissant?" 監修『ミシェル・フーコー思考集成六――セ 訳)、二〇〇〇「クラウス・クロワッサンは 八頁およびミシェル・フーコー(石田靖夫 クシュアリテ・真理』筑摩書房、 送還されるのだろうか」蓮實重彦・渡邉守章 五〇二頁。

Dits et écrits, n°210, p. 362.)

84 83 同上。 酒井、同上、四〇一頁。

〔8〕阿部、二〇一四前掲を参照されたい。また阿 部、二〇一一前掲、六八頁で述べられている

かし同時に、映画『標的の村』(三上智恵監 れる親密圏」との間で相対化されている。し リティクスが「座り込むことで現場に創造さ ように、高江の運動はアイデンティティ・ポ (86) そこにはかつて復帰運動や階級闘争の時代に

IJ

をも主体を媒介しながら貫通していく。

「ナイチャーだろ、帰ぇーれ」と呼ばれる場る運動側の人物が、工事業者の作業員にから 督、二○一三年)では、自らを「住民」と語

ら「住民と支援者」に対する人種的発話が作 面がある。ここにおいては「沖縄人主体」か

用している。ゆえに、アイデンティティ・ポ

ティクスによる人口統治権力は、運動内部

88 87

れよう。

おいて主要な役割を担った労働組合員も含ま

(憲) 法を「法たらしめる」ことに関しては、 酒井隆史、二〇〇四上掲、三九一四〇頁。 人々への信頼 ――徐京植さんへの応答」『前 新城郁夫、二〇〇四「法を問い法を求める

夜』第一期、一二八—一三五頁が示唆的であ